

電解次亜塩素酸水の検討状況について

電解次亜塩素酸水の品質等の規定に関し必要となる各種成分の濃度については、第6回及び第7回合同会合において、以下のとおり整理された。

① 「有効塩素濃度」について

(論点)

装置の種類により塩素濃度がどの程度変わるかを示す資料が必要
(第6回合同会合)

(対応)

有効塩素濃度について薬効及び安全性が担保できる範囲のものを特定防除資材の対象とすることを提案 (第7回合同会合)。

なお、特定農薬の指定にあたり規格を設けることについては、事務局より可能と回答 (第6回合同会合)。

また、製造後時間とともに有効塩素濃度がどの程度減少するかという知見は使用者に対して提供すべき情報との指摘に対し、電解次亜塩素酸水の有効塩素濃度の安定性に関する試験結果が提出された (第7回合同会合資料 10 概要 81)。

② 「臭素酸濃度」について

(論点)

原材料の品質について規定されていなかったため、臭素の多い原材料を用いた場合に電解次亜塩素酸水中の臭素酸の濃度が高くなる可能性がある (第6回合同会合)。

(対応)

原材料として食塩、塩化カリウム等を用いた場合の試験結果が示され、その結果、塩化カリウム等臭素濃度の低いものを原材料として用いるのであれば、生成する臭素酸量は問題となる量とならないことが示された (第7回合同会合資料 10 概要 82、83)。

③ 「亜塩素酸濃度」及び「塩素酸濃度」について

(論点)

塩素酸及び亜塩素酸の濃度について、時間の経過による変化も含めた資料が必要 (第6回合同会合)。

(対応)

一定の条件下での塩素酸及び亜塩素酸濃度に関する資料を提供（第7回合同会合資料10概要84）。

④ 「ダイオキシン類」について

(論点)

塩素を土壌に散布するため、塩素化ジベンゾフランが生成する可能性があるため、土壌に電解次亜塩素酸水を散布した場合のダイオキシン類生成についての資料が必要（第7回合同会合）。

(対応)

次回以降の合同会合で検討予定。

⑤ 「品質の規定」について

(論点)

不純物が生成する可能性があることから、特定農薬に指定するにあたっては、一定の規格（例：塩化カリウムと飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの）を設けることについて事務局より提案した（第7回合同会合）

(対応)

次回以降の合同会合で検討予定。

⑥ 「魚毒性試験に関する資料」について

(論点)

農家等が電解次亜塩素酸水を散布した際に、下流でメダカが死ぬようなことがないことの確認が必要（第6回合同会合）

(対応)

次回以降の合同会合で電解次亜塩素酸水を水田に散布した場合の試算を提出する。

⑦ 「作物残留性」について

(論点)

現在のデータでは臭素酸が作物にどの程度残留するのかわからないので、最悪のケースでどのようになるのかの確認が必要（第6回合同会合）。

(対応)

原材料の規定を設けることでその濃度が低いレベルでとどまるのであれば、残留性の検討は不要と考えられるため、取扱いについて次回以降検討予定。

⑧「使用に伴い発生する塩素ガス等の影響」について

(論点)

温室のような密閉空間で使用した場合、どの程度の気中濃度になり、作業
者、作物、温室そのものにどのような影響を及ぼしうるものか確認が必要。

(対応)

- (1) 温室への影響については特定農薬の指定には関係なく、仮に悪影響があつたとしても使用上の注意として呼びかけることとする。
- (2) 作物への影響については薬害があつたという報告がなければ良いと考えられる。
- (3) 作業員への影響については、一定の散布条件における塩素の気中濃度に係る資料を提出
→ ハウス内で植物体上に付着したものから揮発した場合など、気中濃度がより高くなる別のシナリオはあり得るのか、更なる試算が必要。
(1)～(3)については、次回以降の合同会合で検討予定。

なお、製造中の機械から発生する塩素及び水素ガスに由来する問題（第6回合同会合）については、特定防除資材の安全性等に直接関わらない事項であるため、合同会合では検討しないと整理された。

⑨「アルカリ側の排水」について

(論点)

電解次亜塩素酸水を生成する際の副産物であるアルカリ側の排水処理について指摘があり、補足資料として処理することを示すこととされた。

(対応)

次回以降の合同会合で検討予定。